

# 家庭教師紹介・サポート契約に関する概要書面

本書面とお客様控えは必ずお客様へお渡し下さい。

特定商取引に関する法律第42条第1項および省令の規定に基づき、下記内容について説明いたします。この内容は重要ですので、十分読み理解していただくようお願いいたします。

役務(家庭教師紹介・サポート)提供に関する概要		
役務提供事業者	家庭教師のガンバ / 株式会社がんば 代表者 今村 剛 〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-29-12 大地屋ビル5A TEL: 03-5957-7231	
登録料	一家庭につき20,000円(消費税別) ◎生徒の初期カルテ作成代および家庭教師初期登録費用として。家庭教師を追加で紹介する場合は、1名につき20,000円(消費税別)をいただきます(ただし家庭教師の交代は無料で行えます)。登録料の有効期限は生徒ご本人およびご兄弟の高校卒業時までです。 ※一度退会となりますと、その後の入会時には再度登録料が必要となりますのでご注意ください。	
保証金	一家庭につき16,000円 ◎入会期間中の当社に対して生じる一切の債務の担保としてお預かりします。この保証金には、利息を付さないものとします。退会される場合には、当社までご連絡いただければ、10営業日以内に16,000円から未払債務を差引いた金額をご返金いたします。ご返金完了の時点で退会となります。	
管理・サポート費	小・中学生・・・毎月 9,800円(消費税込) 高 校 生・・・毎月13,400円(消費税込) ◎関連商品(予習復習用のテキスト)使用時と異なり、生徒ごとにオリジナルの指導内容や進め方になり、個々の管理に時間を要すること、及び、家庭教師に専門分野に特化した能力が必要になることから、オリジナルの学習スタイルに対応するための費用となります。その他、書類作成費、教師研修費、教師相談費、季刊誌代、指導報告書管理費、受験情報収集・提供等の費用としていただいております。	
役務提供内容	(種類および提供の方法)家庭教師の紹介・サポート	
役務提供期間	お申込月の翌月より平成 年 月まで(全 ヶ月※最長24ヶ月)	
指導料	小・中学生・・・1時間 2,000円 高 校 生・・・1時間 2,250円 ※テスト前等の回数・時間数の途中変更も可能です。担当教師と直接ご相談ください。 ※無料で教師交代可能です。当社までご連絡ください。	
交通費	交通費(実費交通費×月間指導回数)はお客様にご負担いただきます。	
支払時期・方法	登録料・保証金	お申込時に担当者にお支払いいただくか、所定の郵便振替払込用紙にてお振込ください。ご入金確認後、家庭教師をご紹介させていただきます。
	管理・サポート費	詳細は「管理・サポート費のお支払について」をご参照ください。
	指導料	当月の実際回数分を当月の最終指導日に直接家庭教師にお支払ください。
	交通費	当月の実際回数分を当月の最終指導日に直接家庭教師にお支払ください。

## ★特典★

指導の月数を12ヶ月以上でお申込みいただき、下記のすべての要件を満たすお客様には、キャッシュバックさせていただきます。

指導の月数	12ヶ月～17ヶ月	18ヶ月～23ヶ月	24ヶ月
キャッシュバック金額	10,000円	15,000円	20,000円

※この特典での指導の月数は、管理・サポート費をお支払いいただいた月数を数えます。

### 記

#### 【要件】

- すべての回の役務提供期間が終了し、管理・サポート費、指導料、交通費の支払いを完了していること。
- 本契約における役務提供期間の終了月の末日から起算して1年以内にご契約者様から申請していただくこと。

## クーリングオフについて

お客様がお申込をされ、当該契約に係る契約書面を受領した日から起算して10日(注)を経過する日までは、書面により家庭教師紹介・サポート契約について、無条件で解除(以下クーリングオフ)することができます。

その場合、お客様より受領した登録料その他の金員は速やかにその全額をお返しいたします。また既に一部の役務の提供があった場合でも、指導料・損害賠償・違約金等について何らの支払義務はありません。クーリングオフの効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。【簡易書留扱いが確実です】

なお、不実告知により誤認し、または威迫により、困惑してクーリングオフしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して10日(注)を経過する日までクーリングオフができます。

(注)法定の期間(8日)よりもお客様にとって有利となるよう自主的に2日延長させていただいております。

### ◎書面送付先

家庭教師のガンバ(株式会社がんば)  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-29-12 大地屋ビル5A

◎記載必要事項(右記見本参照)

郵便はがき 171-0021	①申込日 平成〇年〇月〇日 ②販売店名 ガンバ ③担当者名 ④販売店住所 豊島区西池袋 3-29-12 大地屋ビル5A ⑤電話番号03-5957-7231 ⑥商品名 家庭教師 上記日付の申込又は契約を解除 します。 契約者名および住所、電話番号
豊島区西池袋3-29-12 大地屋ビル5A	
家庭教師のガンバ (株)がんば 行	

## クーリングオフ期間経過後の中途解約について

### ◎家庭教師の紹介・サポート契約について

お申込年月日より10日間(\*1)を経過した後、家庭教師紹介・サポート契約の解約をご希望の場合、次の金額をご負担の上、将来に向かって解除(中途解約)することができます。

\*1 クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算した10日間となります。

契約期間中であっても、いつでもこの契約を解除することができます。その場合次の違約金を支払うものとします。

【指導開始前】クーリングオフ期間を過ぎた後、中途解約をする場合は違約金(契約の締結および履行のために要した費用)として、2万円をお支払いいただきます。

【指導開始後】(1)中途解約ご希望の場合は、未払い指導料および交通費を家庭教師にお支払の上、当社までご連絡ください。その月の管理・サポート費引落をもって、翌月以降の管理・サポート費の引落を停止させていただきます。

(2)違約金として、申込書面の回数を基本として計算した1ヶ月分の授業料(指導料と管理・サポート費の合計額。ただし5万円を限度とする)をお支払いいただきます。なお、未払い指導料および交通費が残っている場合は、別途お支払いいただきます。※違約金等のお支払は、金額および振込口座を記入した所定の振込用紙をお送りしますので、振込用紙到着後4営業日以内にお振込ください。

※完全に退会される場合は、その旨お知らせください。上記違約金等を保証金にて精算させていただいた後、不足分をご請求いたします。すべてのご精算が終了した時点で退会となります。

抗弁権の接続について	ローンやクレジットはありませんので、該当しません。
前受金の保全措置	前受金の保全措置は講じておりません。

## 管理・サポート費のお支払について

(1)管理・サポート費は月単位とします。また、お申込日にかかわらず、お申込月の翌月分から管理・サポート費をいただきます。  
(2)お申込内容に明記した管理・サポート費を当社所定の口座引落の方法によりお支払いいただきます。ただし、引落開始がお申込月の翌々月20日(土日祝の場合は翌営業日)となりますので、翌月分の管理・サポート費に関してのみ、お申込の日から4営業日以内に所定の振込用紙でお振込ください。

(3)お客様の都合により口座引落による支払ができなかった場合には、その都度、口座引落手続きに要した事務手数料として500円(消費税込)をお支払いいただきます。

(4)当社が、管理・サポート費の集金事務代行業務および契約満了に伴う特典であるキャッシュバックの代行業務を合格ゼミ大吉(有限会社ひのき)に業務委託することにつき、お客様はあらかじめ承諾することとします。

(5)当社が必要と認めた場合、当社が管理・サポート費に関する債権を第三者に担保に入れ、又は譲渡すること、および当社が譲渡した債権を再び譲りうけることを、お客様にあらかじめ承諾いただきます。

# 家庭教師紹介・サポート契約に関する概要書面

## ◆お支払概算額の計算

① 役務提供期間 = 全  ヶ月 (最長24ヶ月)  
(平成  年  月 ~ 平成  年  月)

↑  
お申込の翌月

### ② 月額お支払金額

管理・サポート費  円

※ 指導料  円

計  円

※ 月額指導料 (@  円/h) 1回  分 ( 円/回) × ( 回/月) =  円/月

### ③ お支払概算額

① 全  ヶ月 × ② 月額お支払金額  円/月 +  円  
( =  円 ) (登録料・保証金)

= 合計  円

※ お客様のご希望の時間、回数の変動により金額が増減します。  
※ 交通費は別途かかります。

## ◆初回お支払金額

登録料・保証金  円

管理・サポート費  円

(1ヶ月分)

計  円

## ◆管理・サポート費引落とし開始日

初回引落とし : 平成  年  月  日

※  月分の管理・サポート費となります。

## 家庭教師の交代又は家庭教師紹介・サポート契約の解除について

### 1 お客様の遵守事項

- (1) 家庭教師のガンバ(株式会社がんば。以下「家庭教師のガンバ」といいます)からお客様にご連絡が取れるようにしてください。
- (2) 家庭教師の生命・身体・財産・名誉・貞操及びプライバシー等を侵害しないこと。
- (3) お客様またはお客様と同居する者が、暴力団構成員、準構成員もしくはその周辺者又はその他反社会的活動をする者でないこと。
- (4) 家庭教師による指導を提供する場所までの交通について安全が確保されるようにしてください。
- (5) お客様が、家庭教師の指導日時、指導の回数・時間、指導を提供する場所もしくは指導対象の生徒等を変更する場合には、必ず、家庭教師のガンバの事前承諾を得てください。

### 2 家庭教師のガンバは、次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、家庭教師の交代又は家庭教師紹介・サポート契約を解除できるものとします。この解除の場合の精算方法については「クーリングオフ期間経過後の中途解約について」記載の精算方法に準じます。

- (1) お客様が遵守事項(1)に違反し、2週間以上、家庭教師のガンバとお客様との連絡が取れなくなってしまった場合
- (2) お客様が遵守事項(2)に違反し、家庭教師の生命・身体・財産・名誉・貞操及びプライバシー等が侵害され、または侵害されるおそれが生じた場合
- (3) お客様が遵守事項(3)及び(4)に違反した場合
- (4) お客様が遵守事項(5)に違反し、家庭教師の指導日時、指導の回数・時間、指導を提供する場所もしくは指導対象の生徒等を家庭教師のガンバの承諾なく変更し又は変更しようとした場合
- (5) その他上記以外に、家庭教師のガンバが家庭教師指導による役務を提供する準備を整えているにもかかわらず、お客様の事情により、家庭教師のガンバがお客様に対し家庭教師指導による役務を提供することが困難または不可能となっている場合
- (6) お客様が管理・サポート費の支払いを怠り、会社から20日以上相当の期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内にその義務が履行されない場合
- (7) お客様が指導料の支払いを怠り、会社から20日以上相当の期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内にその義務が履行されない場合
- (8) 前項の定めのほか、お客様の信用状況が著しく悪化したと判断した場合、お客様に重要な契約条項違反があったと判断した場合、及びお客様との信頼関係が破壊されたと判断した場合

## お客様あんしん相談窓口(通話無料)

◎ 家庭教師・指導方法の内容など、ご契約内容全般に関するお問い合わせ・ご相談はこちらまで

**0120-177-136**

【受付時間】午後1:00～午後11:00(土日・祝も受付けております)

家庭教師のガンバ(株式会社 がんば)

ご意見・ご相談等お客様のお申し出につきましては、  
親身にお伺いし、誠心誠意対応させていただきます。

役務提供  
事業者

家庭教師のガンバ / 株式会社がんば 代表者 今村 剛  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-29-12 大地屋ビル5A  
TEL:03-5957-7231 FAX:03-5957-7230 HP <http://www.ganba.jp/>